

No.	質 問	回 答
1	5 月中に売買契約を行うのですが売主の意向で引き渡し時期が1 2 月となります。それからの改修で今年度内の完成は見込めるのですが交付申請等の申請手続きの際、現所有者の署名が必要となることはあるでしょうか 交付申請時に売買契約書の写しがあれば必要ないでしょうか	事業計画書提出または交付申請の時点において、対象空き家の売買契約が未締結であっても、実績報告までに補助事業者にも所有権が移転することが明確であれば、「所有予定者」として応募および交付申請することは可能です。その場合、実績報告までに契約が締結されたことがわかる契約書の写しや登記事項証明書の写しをご提出いただきます。
2	設計事務所が代理人として申請書類を提出することはできるでしょうか。 また、その場合委任状などは必要でしょうか。	設計事務所が代理人として申請書類を作成、提出いただくことは可能です。その際は、ホームページより「様式」「交付申請するとき」の「事務代行届（手続きを代行させる場合）」をダウンロードの上必要事項を記載してご提出ください。
3	注意点に「過去に神戸市の空き家改修費の補助金を受けていないこと」とありますが対象の物件が補助金を受けていないか、事前に調べる方法があればご教示下さい。前所有者にも確認しておりますが、いつまで遡って確認する必要がありますでしょうか。	過去に神戸市の空き家改修費の補助金を受けたことのある物件を市として一般に公開しておりません。遡る期間といたしましては、「補助金交付要綱」「別表」のとおり、過去10年間としております。応募時に事務局で確認いたしますが、事前にお知りになりたい場合は、政策課空家空地活用担当（akiyaakichi@city.kobe.lg.jp）まで個別にお問い合わせください。
4	交付申請時の必要書類に「土地の登記事項証明書」とありますが現状、前所有者様の名義となっており、土地と家屋の引き渡し予定日が交付申請時期より後になる予定です。 そのため、交付申請時の登記簿上の名義は前所有者様のままになってしまうのですが、差し支えありませんでしょうか。	交付申請の時点において、対象空き家の所有者移転が未済であっても、実績報告までに補助事業者にも所有権が移転することが明確であれば、「所有予定者」として交付申請することは可能です。その場合、実績報告までに登記事項証明書の写しをご提出いただきます。
5	空き家の「安全性」について、どのような要素を含むものとされていますか。耐震性・倒壊等の構造面に加え、防犯性や防火対策も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	補助の要件として法定基準以上の耐震等級や耐火等級などは設定しておりませんが、審査項目中「再生の必要性」において、空き家の安全性の確保に積極的に取り組んでいるかを評価しますので、例えば同じ物件で、耐震性能の向上に取り組む場合とそうでない場合であれば、前者の方が当該項目での点数が高くなります。
6	事業計画書等をEメールで提出する際、ファイル容量に制限はございますでしょうか。	akiyaakichi@city.kobe.lg.jpあてには10MB程度であれば受信可能です。それ以上になる場合は、大容量ファイル交換システムにてデータをアップロードいただきます。アップロード用のURLを発行いたしますので必要な場合は個別にお問い合わせください。
7	本体建物とは別に附属建物がある物件について、附属建物に対するリノベーションも補助の対象でしょうか？	補助金交付要綱「別表」にて、対象にできる物件を「一棟の建築物又は長屋の一住戸であること。」としておりますので、対象は、本体建物もしくは附属建物のどちらか一方です。
8	本体建物とは別に附属建物がある物件について、附属建物のリノベーションについては、リノベーションはするものの、補助対象経費にはいれず、附属建物については小規模事業者持続化補助金を用いてリノベーションし、両方の補助金をいただくことは可能でしょうか？	本体建物と附属建物のように対象となる経費を明確に切り分けて、どちらか一方に補助金を充当することは可能です。 ただし、本事業以外の補助金が同様の考え方とは限りませんので、利用にあたっては、必ず各補助金を所管する機関（神戸商工会議所）にご確認ください。